



保医発1016第4号
平成21年10月16日

地方厚生（支）局医療指導課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

ホリトロピン アルファ製剤（遺伝子組換えヒト卵胞刺激ホルモン製剤）の 保険適用上の取扱いについて

今般、ホリトロピン アルファ製剤（遺伝子組換えヒト卵胞刺激ホルモン製剤）のうち「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号）に収載されているゴナールエフ皮下注用75、同皮下注ペン450及び同皮下注ペン900について、平成21年7月7日付けで薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく承認事項の一部変更承認がなされ、当該製剤の効能又は効果に「視床下部一下垂体機能障害又は多嚢胞性卵巣症候群に伴う無排卵及び希発排卵における排卵誘発」が追加されたことに伴い、関係する通知の一部を下記のとおり改正しますので、その取扱いに遗漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号）の一部改正について

別表第1第2章第2部第2節第1款C101の（1）を次のように改める。

- （1）在宅における排卵誘発を目的とする性腺刺激ホルモン製剤を用いた治療については、在宅自己注射指導管理料は算定できない。ただし、性腺刺激ホルモン製剤に含まれるフオリトロピン ベータ製剤（遺伝子組換えヒト卵胞刺激ホルモン製剤）を「視床下部一下垂体機能障害に伴う無排卵及び希発排卵における排卵誘発」の治療のために投与した場合、又はホリトロピン アルファ製剤（遺伝子組換えヒト卵胞刺激ホルモン製剤）を「視床下部一下垂体機能障害又は多嚢胞性卵巣症候群に伴う無排卵及び希発排卵における排卵誘発」の治療のために投与した場合に限っては、在宅自己注射指導管理料を算定できる。